

昭和56年以前に建築された木造住宅にお住まいの皆様へ

耐震診断改修に補助金が出ます！

step.1 耐震診断

地震に対して安全か
確認してみましょう！



最大

6 万円

※いくつかの条件がありますので、詳細は裏面をご覧ください！

step.2 耐震改修

診断後、地震に対して
弱い家を補強しましょう！



最大

30 万円

※いくつかの条件がありますので、詳細は裏面をご覧ください！

お気軽にお問い合わせください

TEL

0993-22-2111 (内線372・389)



指宿市役所 建設部 建築課 建築係

木造住宅の耐震診断・耐震改修に対する補助制度について

1. 補助対象者

- (1) 木造住宅の**居住者**又は**所有者**であること
- (2) 借家人がいる場合は、耐震診断や耐震改修工事の実施について同意を得ていること
- (3) 市税等を滞納していないこと

2. 補助対象者

- (1) **昭和56年5月31日以前に建築(着工)**された一戸建ての専用住宅又は併用住宅
(過半の床面積が住宅の用途であること) で**現に住んでいる**方がいること
- (2) **地上3階建て**までであること

3. 補助の要件

- (1) 耐震診断は、**耐震診断技術者が所属する市内の建築士事務所**に委託すること
- (2) 耐震改修工事は、耐震診断によって耐震改修が**必要**とされた建物で、上記の建築士事務所の耐震診断技術者が**設計及び監理**を行い、**工事は市内業者で施工**すること。また、主な耐震補強箇所を目視で確認できる時期に、市が行う中間検査に合格すること。

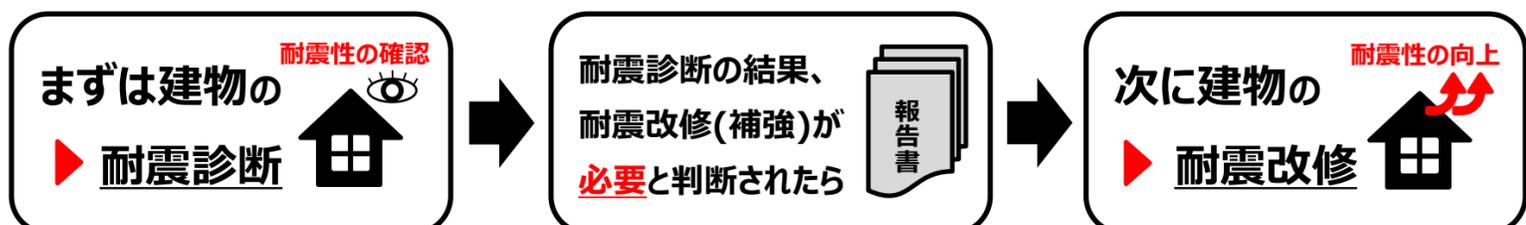
4. 補助率と補助金の額

	補助率	限度額	(参考)
耐震診断	3分の2	6万円	※ 費用が9万円の場合 補助額6万円
耐震改修	100分の23	30万円	※ 費用が100万円の場合 補助額23万円

5. 税の優遇措置

- (1) 所得税額の特別控除
要件を満たす住宅耐震改修を行った場合に、所得税額の特別控除の適用対象となる場合がありますので、最寄の税務署へご相談ください。
- (2) 固定資産税の減額措置
前項の特別控除の対象となる物件は、固定資産額の減額措置の適用対象となる場合がありますので、税務課固定資産税係までご相談ください。

6. フロー



7. 注意していただきたいこと

- (1) 木造以外の構造が混在している住宅や昭和56年6月1日以降に増築された住宅、特殊な工法の住宅などは、補助対象から外れることがあります。
- (2) 耐震診断及び耐震改修工事はそれぞれ年度内に完了していただくことになります。予算には限りがありますので、**年度内のできるだけ早い時期**に補助金の申請を行ってください。